

## 令和元年 第5回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年5月29日午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第5回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第13 議案第 6号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (23名)

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1番 三浦正勝 委員、       | 2番 大黒昭夫 委員、   |
| 3番 阿部一信 委員、       | 4番 吉田優俊 委員、   |
| 5番 岩淵敬一 委員、       | 6番 佐竹きみ子 委員、  |
| 7番 狩野善典 委員、       | 8番 大場裕之 委員、   |
| 9番 曾根金雄 委員、       | 10番 千葉優子 委員、  |
| 11番 鈴木春江 委員、      | 12番 尾形陽一郎 委員、 |
| 13番 及川正一 委員、      | 14番 多田仁一 委員、  |
| 15番 佐々木吉司 委員、     | 16番 菅原英俊 委員、  |
| 17番 岩淵弘 委員、       |               |
| 19番 佐藤勝 委員、       | 20番 狩野和義 委員、  |
| 21番 秋山憲義 委員、      | 22番 米山嘉彦 委員、  |
| 23番 黒澤光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木康則 会長   |

### 2 欠席委員 (1名)

- 18番 佐々木 弘 委員

### 3 議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
農地農政係 主査	白 鳥 峻
農地農政係 主査	千 葉 美 香
農地農政係 主事	千 葉 和 哉
農地農政係 主事	菅 原 佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。  
只今から、令和元年第5回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長 (会長)

ただいまの出席委員は、23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長 (会長)

欠席の通告があります。  
議席番号18番 佐々木 弘 委員から所要のため欠席の通告があります。

#### 議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

#### 議長 (会長)

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号4番 吉田 優俊 委員、議席番号5番 岩淵 敬一 委員の兩名を指名いたします。

#### 議長 (会長)

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

**議長（会長）**

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

**事務局長**

4月29日から5月29日までの事務・事業実施結果並びに5月30日から6月26日までの事務・事業予定について、報告。

**議長（会長）**

これで、日程第3、事務報告を終わります。

**議長（会長）**

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

**事務局**

第1区の番号1番は、高清水地区の田1筆 4, 023㎡の内176㎡、パプリカ養液栽培の廃液をリサイクルするため、農業用施設（溶液栽培用廃液貯蔵タンク2基）を設置する旨の1案件を説明。

**議長（会長）**

次に、去る5月23日、議席番号13番 及川 正一 委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 初美 委員及び 佐藤 秀男 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号13番 及川 正一 委員から報告願います。

**13番 及川 正一 委員**

農地の現状変更届について、去る5月23日、書類審査及び現地調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります。農業用施設を設置するための現状変更で、現地を確認しますと、周囲は、届出人所有のパイプハウスのほか、周辺農地も転作田となっており、他の農地にも与える影響はないものと判断してまいりました。以上、報告いたします。

#### 議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

#### 議長（会長）

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第2区の番号1番から6番までの6案件、

第3区の番号7番及び8番の2案件、

併せて、8案件について、事務局から報告いたします。

#### 事務局

第2区の番号1番及び2番は関連で、若柳地区の田2筆 495㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号3番は、金成地区の田1筆 1,744㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号4番は、志波姫地区の田7筆 14,832㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田4筆 4,234㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田3筆 5,414㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号7番は、栗駒地区の田1筆 208㎡、

番号8番は、栗駒地区の田4筆 8,598㎡、いずれも、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

以上、8案件を説明報告。

#### 議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を終わります。

### 議長（会長）

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。  
第2区の番号1番及び2番の2案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田1筆 3, 559㎡、贈与のため親子間による、農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、  
番号2番は、若柳地区の田8筆 17, 952㎡、基盤法の賃貸借権設定のためによる、農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、  
以上、2案件を説明報告

### 議長（会長）

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

### 議長（会長）

日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願について、を報告します。  
第1区の番号1番から3番までの3案件について、事務局から報告いたさせます。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 567㎡、  
番号2番は、築館地区の田1筆 508㎡、いずれも同一事業案件で、資材置場の業務用地として平成31年3月29日付けで許可申請したが、その後、事業主に変更が生じたため、取下げを願い出る旨の2案件  
番号3番は、一迫地区の田1筆 2, 368㎡、太陽光発電施設の業務用地として平成31年4月10日付けで許可申請したが、その後、申請内容に訂正が生じたため、取下げを願い出る旨の1案件、  
以上、3案件を説明報告。

### 議長（会長）

これで、日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願について、報告を終わります。

### 議長（会長）

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたし

ます。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 25㎡、経営の合理化による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田3筆 3,056㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号3番は、一迫地区の畑2筆 232㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件

番号4番は、瀬峰地区の田5筆 4,316㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査結果報告をお願いします。

それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

### 熊谷 初美 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可の番号1番から4番まで、書類審査を行いましたので報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります。経営の合理化や経営規模拡大、労働力不足が主な理由となっており、許可にあたっては、特に問題ないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から16番までの12案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田6筆 4, 665㎡、畑2筆 2, 731㎡、合計 7, 396㎡、

番号6番は、若柳地区の田2筆 495㎡、いずれも、耕作利便のためによる所有権移転売買の2案件、

番号7番は、若柳地区の田1筆 3, 559㎡、

番号8番は、若柳地区の田1筆 3, 78㎡、

番号9番は、若柳地区の田1筆 95㎡、いずれも、経営の合理化による所有権移転贈与の3案件、

番号10番は、若柳地区の田19筆 15, 055㎡、畑1筆 3, 770㎡、合計 18, 825㎡、農業後継者への経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号11番は、若柳地区の田11筆 9, 630㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号12番は、志波姫地区の田7筆 14, 832㎡、

番号13番は、志波姫地区の畑1筆 436㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号14番は、志波姫地区の畑1筆 5, 40㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号15番は、志波姫地区の田8筆 16, 548㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号16番は、志波姫地区の田1筆 424㎡、相手方の要望による使用貸借権設定の1案件、

以上、12案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に、去る5月24日、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員 及び 佐々木 進 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

## 佐々木 進 推進委員

5月24日に書類審査を行いましたので報告します。

番号5番から16番まで12案件については、事務局から説明があったとおり、売買、贈与、賃貸借権及び使用貸借権の設定であり、譲渡理由としては、労働力不足や耕作不便によることから、特に問題ないものと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号17番から19番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

番号17番は、栗駒地区の田1筆 1, 350㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号18番は、栗駒地区の田1筆 47㎡、耕作利便のためによる所有権移転売買の1案件、

番号19番は、鶯沢地区の田1筆 3, 185㎡の内2, 965㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に、去る5月24日、議席番号17番 岩淵 弘 委員、農地利用最適化推進委員の狩野 正行 委員 及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号17番 岩淵 弘 委員から報告願います。

## 17番 岩淵 弘 委員

第3区の現地確認調査は、5月24日に行ってまいりました。

議案第1号、3条許可の3案件については、机上調査で行いましたが、詳細について事務局から説明があったとおり、番号17番、18番は所有権移転売買、20番は賃貸借権設定であり、許可にあたっては、全部効率要件、さらには、地域調和要件を勘案しますと、3件とも、特に問題はないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行

います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から19番までの19案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から19番までの19案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

### 議長（会長）

日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑1筆 8, 169㎡の内1.84㎡、業務用地として一時転用し、下部では牧草を作付けし、上部では太陽光発電設備による売電収入を得るものであり、農地区分は、採草放牧地で農用区域域内にある農地に該当するが、営農型太陽光発電設備による一時転用であるので、例外規定で取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

### 佐藤 秀男 推進委員

5月23日、書類審査及び現地調査を行ってまいりました。

内容については、事務局から説明あったとおり、営農型太陽光発電施設を設置し売電収入を得て、下部では牧草を栽培するものであります。現地を確認しますと、傾斜の少ない牧草地として現在も利用されており、周りに与える影響もないことから、許可にあたっては、特に問題はないと判断してきましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

#### 議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

#### 1番 三浦 正勝 委員

参考資料の立面図について、トラクター本体、アタッチメントが記載されているが、その意味について伺いたい。

#### 議長（会長）

はい、事務局説明。

#### 事務局

今回の申請は、営農型太陽光発電施設を設置し、下部では牧草を栽培するものであり、太陽光パネルの下において、トラクターでも作業ができることを示すための参考資料となっている。

#### 議長（会長）

はい、三浦委員。

#### 1番 三浦 正勝 委員

この図面は、トラクターやパワコン置場となるように見受けられるが、置場として利用するという事ではないのか。

#### 議長（会長）

はい、事務局説明。

## 事務局

この図面の見方として、太陽光パネルの支柱を約3メートルで設置して、その上に太陽光パネルの2列に配置する計画となっており、その下でトラクター等において作業ができることを示している図面となっているものでありますので、ご理解をお願いいたします。

## 議長（会長）

よろしいですか。（はいの声）  
他にありませんか。

## 議長（会長）

はい、3番 阿部 一信 委員。

## 3番 阿部 一信 委員

営農型太陽光発電設備の利用期間について、許可後から3年間とあるが、3年間については、制度等何かで決まっているのか伺う。

## 議長（会長）

はい、事務局説明。

## 事務局

営農型太陽光発電設備は、一時転用となるので、営農型発電設備の設置に係る農地転用許可の取扱いにおいて、一律に3年以内とされている。

## 議長（会長）

はい、阿部委員。

## 3番 阿部 一信 委員

そうしますと、3年後にもう一度、再申請しなければならないという理解でよろしいか伺う。

## 議長（会長）

はい、事務局説明。

## 事務局

3年後に再申請が必要となり、営農に問題がなければ再許可、問題があれば撤去ということになる。

## 議長（会長）

よろしいですか。（はいの声）  
他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号2番の1案件を審議します。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の畑2筆 228㎡、業務用地として転用し、既存の業務用地が手狭なため、隣接地に駐車場兼資材置場を造成するものであり、農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

## 芳賀 博秋 推進委員

議案第2号について、5月24日に書類審査及び現地調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明あったとおりであり、現地を確認しますと、既存の業務用地が手狭で、何も作付けされていない隣接地の畑を造成し、業務用地として利用するというところで、許可にあたっては、特に問題はないと判断してきました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

## 議長（会長）

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題いたします。

初めに、第2区の番号1番から5番までの5案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田2筆 324㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、自営する貸倉庫の駐車場が手狭なため、隣接地に駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号2番は、若柳地区の田1筆 2, 230㎡、地上権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林、原野に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号3番は、若柳地区の畑1筆 1, 154㎡、地上権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定地域内であるので、第3種農地である旨の1案件、

番号4番は、金成地区の田1筆 39㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、居宅の隣接地にコンクリートブロック擁壁を設置するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、金成地区の畑1筆 1, 263㎡、賃貸借権設定により借り受け、業務用

地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林、宅地に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員から報告願います。

#### 12番 尾形 陽一郎 委員

議案第3号、農地法第5条許可申請の第2区分5件について、去る5月24日、書類審査及び現地調査を行ってきました。

番号1番は、事務局から説明があったとおり、業務用地が手狭なため、宅地の隣接地を既存敷地の2分の1以内の必要最小限の面積で転用するものであり、近隣農地に与える影響も無いものと、

番号2番は、山間地で自己所有の山林に囲まれた農地で、草刈等の管理が施されている転作田でありました。今回の申請は、太陽光発電設備の設置に伴う転用で、これも近隣農地に与える影響はないものと、

番号3番は、明らかに市街化区域にある畑に太陽光発電設備を設置するものであり、これも近隣農地に与える影響はないものと、

番号4番は、申請人の宅地の擁壁が崩れかけており、隣接地を購入して、コンクリートブロック擁壁を設置するものであり、分筆により必要最小限の面積を転用するということで、他に与える影響もなく、特に問題はないものと、

番号5番は、山間地にある何も作付けされていない畑に太陽光発電施設を設置するための転用で、これも近隣農地に与える影響はないものと、

以上、5件の許可については、問題ないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番から9番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

第3区番号6番は、栗駒地区の田1筆 208㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、隣接地に居宅を建設するに当たり、通路及び駐車場がないことからの造成で、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、栗駒地区の田2筆 2,378㎡、地上権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林、水路等で分断された生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号8番は、栗駒地区の畑1筆 270㎡の内125㎡、使用貸借権設定により借り受け、公的施設用地として転用し、地域における適切な消火活動が実施できるよう防火水槽を設置するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号9番は、栗駒地区の田1筆 1,720㎡の内122㎡、使用貸借権設定により借り受け、その他業務用地として一時転用し、携帯電話基地局建設工事の作業ヤードとして使用するものであり、農地区分は、農用区域内にある農地に該当するが、携帯電話基地局建設に伴う一時転用であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

## 狩野 正行 推進委員

議案第3号について、書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

番号6番から9番までの詳細については、事務局から説明があったとおりであり、現地を確認しますと、番号6番は、住宅を建築するに当たり、集落に接続した休耕田を通路及び駐車場を造成するものであり、特に問題はないものと、

番号7番は、山林に囲まれた休耕田に太陽光発電施設を設置するものであり、特に問題はないものと、

番号8番は、市道の整備と同時に、市道の隣接地に防火活動のための防火水槽を設置するものであり、地域の了解も得ていることから特に問題はないものと、

番号9番は、山間地の休耕田に、NTTの携帯電話基地局建設に伴う一時転用の案件で、特に問題はないものと判断しました。

以上、4件について、報告いたします。ご審議の程、よろしく願います。

**議長（会長）**

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

**議長（会長）**

はい、19番 佐藤 勝 委員。

**19番 佐藤 勝 委員**

番号8番の防火水槽設置の案件及び9番の工事ヤードの一時転用案件について、賃借料は発生しないのか伺う。

**議長（会長）**

はい、事務局説明。

**事務局**

番号8番は、使用貸借権設定による転用となるので、賃借料は発生しない案件である。

番号9番も、作業ヤード等の一時転用となるので、賃料は発生しないが、携帯電話基地局の本体工事に係る賃料は発生すると伺っている。

**議長（会長）**

よろしいですか。 （はいの声）

他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長（会長）**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長（会長）**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

#### 議長（会長）

ここで、午後 2時45分まで休憩とします。  
(休憩 午後 2時32分から 2時45分まで)

#### 議長（会長）

休憩をとき、会議を再開します。(午後 2時46分)

#### 議長（会長）

日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号19番の1案件を審議します。

議席番号17番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

#### 議長（会長）

暫時休憩します。(午後 2時46分) (17番 岩渕 弘 委員 退席)

#### 議長（会長）

会議を再開します。(午後 2時47分)  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号19番は、栗駒地区の田4筆 3, 490㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

#### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号19番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号19番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

### 議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩渕 弘 委員の入場を許可します。

### 議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時48分）

### 議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時49分）

次に、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

### 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田4筆 2, 825㎡、

番号2番は、一迫地区の田3筆 4, 369㎡、

番号3番は、一迫地区の田2筆 5, 804㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件を説明。

### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から16番までの13案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の田2筆 4, 686㎡、

番号5番は、若柳地区の田2筆 4, 878㎡、

番号6番は、若柳地区の田8筆 17, 952㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号7番は、金成地区の田2筆 321㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号8番は、志波姫地区の田4筆 4, 234㎡、所有権移転売買である旨の1案件

番号9番は、志波姫地区の田1筆 632㎡、

番号10番は、志波姫地区の田12筆 9, 216㎡、

番号11番は、志波姫地区の田2筆 2, 688㎡、

番号12番は、志波姫地区の田5筆 7, 309㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号13番は、志波姫地区の田8筆 9, 759㎡、

番号14番は、志波姫地区の田16筆 19, 499㎡、

番号15番は、志波姫地区の田3筆 1, 903㎡、

番号16番は、志波姫地区の田1筆 675㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

以上、13案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号17番及び18番の2案件、番号20番の1案件、併せて3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

## 事務局

第3区の番号17番は、栗駒地区の田4筆 8, 598㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号18番は、栗駒地区の田1筆 1, 029㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号20番は、栗駒・鶯沢地区の田7筆 18, 083㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、3案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から18番までの18案件、番号20番の1案件、併せて19案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から18番までの18案件、番号20番の1案件、併せて19案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長（会長）

日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第2区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

農地利用配分計画の全ての案件は、議案第3号の農用地利用集積計画関連案件であり、貸人は農地中間管理機構となります。

第2区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号13番関連で、志波姫地区の田8筆 9,759㎡、

番号2番は、農用地利用集積計画の番号14番関連で、志波姫地区の田16筆 19,499㎡、

番号3番は、農用地利用集積計画の番号15番関連で、志波姫地区の田3筆 1,903㎡、

番号4番は、農用地利用集積計画の番号16番関連で、志波姫地区の田1筆 675㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件を説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長（会長）

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

第3区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、栗駒地区の畑2筆 1, 526㎡、願出地は、昭和60年頃に先代が耕作をやめ、山林化し現在に至っているものであり、今後、農地としての復旧が見込まれないことから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

## 議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

## 芳賀 博秋 推進委員

議案第6号、非農地証明願いについて、去る5月24日、書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

番号1番については、現地を確認しますと、隣接する山林と一体化となった状態でありました。昭和、平成、令和と手をかけない畑は、山林化してしまうものと再認識させられて来ました。また、現地に行く時も、山林の中を通らないといけない状況でありました。以上のことから、2筆とも農地としての復元は難しいものと判断し、許可にあたっては、特に問題ないものと見てまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに決しました。

## 議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第5回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時00分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員